令和４年分申告相談　申告フローチャート

所得税・住民税の申告相談を各相談会場にて行います。フローチャートで申告が必要かご確認ください。

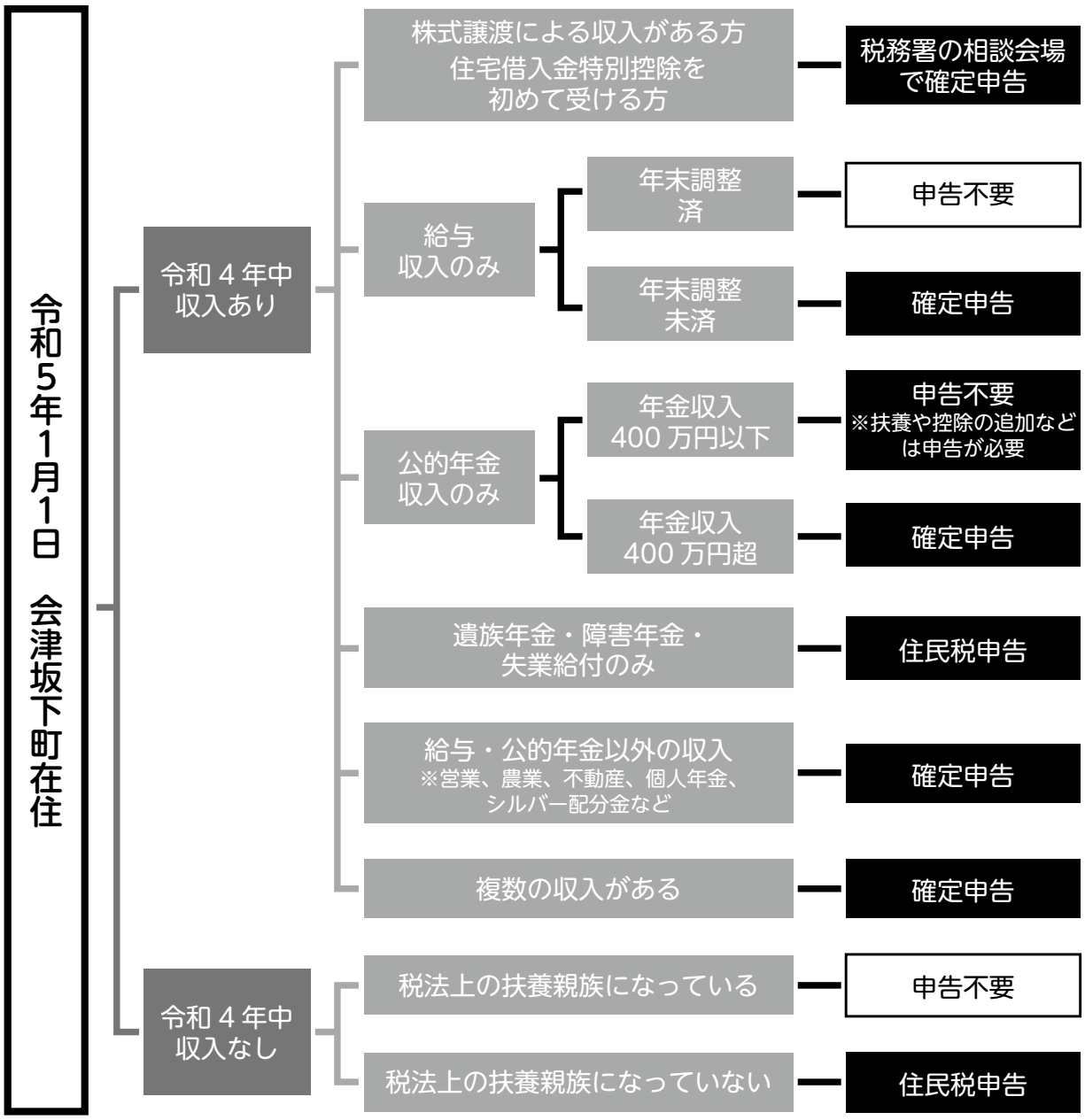

「確定申告」「住民税申告」該当の方は、必ず申告をしてください！

※未申告の場合、所得課税証明の発行や保育料・児童扶養手当・国民健康保険税の算定などで不利益を受ける場合があります。

申告に必要な書類

◎マイナンバーカードまたは通知カードと身分証（運転免許証など）
◎前年中の収入や経費を確認できるもの（源泉徴収票、支払調書、収支内訳票など）
※営業、農業所得のある方は、「収支内訳書」を事前に作成してお待ちください。
◎各種控除を受けるために必要な書類（医療費控除の明細表、生命保険料控除証明書、障害者手帳など）
※医療費控除を受ける方は、「医療費控除の明細書」を事前に作成してお待ちください。
◎通帳および通帳の届出印

※申告書類がまとめられていない場合、受付をお断りする場合があります。

【問い合わせ　総務課　税務管理班　☎８４－１５０２/会津若松税務署　☎２７－４３１１】

令和４年分申告相談　日程表

注意事項

◎**8 時 30 分～ 10 時頃は大変混み合います！**時間に余裕をもってお越しください。
◎医療費控除の明細書、事業の収支内訳書は事前に作成し滞在時間の短縮にご協力ください。

月	日	曜	相談会場	午前の受付 8 時 30 分～11 時 30 分	午後の受付 1 時～3 時 30 分
2	13	月	高寺ｺﾐｭﾆﾃｨｾﾝﾀｰ	片門・洲走	窪・杉山
	14	火		天屋・本名・赤城新田	窪倉・舟渡
	15	水	八幡ｺﾐｭﾆﾃｨｾﾝﾀｰ	塔寺・塔寺二区	塔寺・大沢
	16	木		気多宮・平井	和泉・朝立
	17	金	川西ｺﾐｭﾆﾃｨｾﾝﾀｰ	見明・津尻	宇内
	18	土			
	19	日			
	20	月	川西ｺﾐｭﾆﾃｨｾﾝﾀｰ	長井・袋原	大上
	21	火	広瀬ｺﾐｭﾆﾃｨｾﾝﾀｰ	立川・御池田・三谷	青木
	22	水		沼越・五香	青津・西青津
	23	木			
	24	金	金上ｺﾐｭﾆﾃｨｾﾝﾀｰ	村田・村田新田・樋口分・束原	福原・中開津・太田谷地
	25	土			
	26	日			
	27	月	金上ｺﾐｭﾆﾃｨｾﾝﾀｰ	海老沢・細工名・新開津・上開津	金上・履形・新村
	28	火	若宮ｺﾐｭﾆﾃｨｾﾝﾀｰ	牛沢・金沢・上金沢・上新田	牛沢・矢ノ目・中新田
3	1	水		大江・沖・樋渡・水島	勝方・大村
	2	木	中央公民館	坂下地区	
	3	金		若宮・金上・広瀬・川西・八幡・高寺地区	
	4	土			
	5	日			
	6	月	中央公民館	中政所・和泉川原・下政所・鉄砲町	八日沢・新舘・船窪
	7	火		羽林・中村・原	蛭川・杉・橋本
	8	水		新栄町	柳町・諏訪町
	9	木		古坂下・仲町・本町	古坂下・小原
	10	金		新町	
	11	土			
	12	日			
	13	月	中央公民館	桜木町	新富町
	14	火		茶屋町	緑町・上町
	15	水		地区・行政区指定なし	

要介護認定を受けている方の控除について

◎令和４年 12 月 31 日現在、65 歳以上で要介護認定１～５の方は障害者控除の対象になります。
控除を受けるには**「障害者控除対象者認定書」**が必要ですので、下記窓口で申請ください。
なお、要介護認定を受けている方が死亡している場合、死亡日時点の認定状況となります。
■申請期間：令和５年１月４日（水）より
■必要な物：介護被保険者証、印鑑、窓口来庁者の身分証
■問い合わせ：生活課　保険年金班（⑤番窓口）　☎８４－１５１３

令和4年度　会津坂下町　青少年ボランティア

▲キッズトライアスロン＆
アクアスロンｉｎ会津ばんげ

▲あいづめぐるフェスタ

みんな参加してくれて
ありがとう！
ボランティア活動は、初めての体験ができるほか、多くの仲間・地域との繋がりが生まれ、新しい自分に出会えるよ！
また参加してね！

会津坂下町では中高生を対象に、ボランティア活動を通して地域の様々な人との交流を促進し、青少年の育成を図る「青少年ボランティア事業」を実施しています。今年度は、坂下中学校をはじめとする町内在住者73名と、会津管内の高校生など町外在住者55名の計128名に登録していただき、たくさんの活動を行うことができました。

ボランティアとは、「自分の意志で、自ら進んで参加し、人や社会に貢献すること」です。生徒たちはボランティア活動を行う上で**「①自ら進んで行動すること（自主性）②互いに助け合うこと（社会性）③自由な発想で何でも挑戦してみること（創造性）」**の3つの原則を意識しながら、学校ではなかなか経験できない地域の人々との関わりを通して、数々の学びや気づきを得た様子でした。ぜひ、この活動を今後の人生に活かして欲しいと思います。そしてまた来年度も、今度は友達と一緒に、ぜひ参加してください。

まだ参加したことがない方は、新しい自分や仲間を探しに、活動してみませんか？
ご参加お待ちしています！

グループA
子ども・青少年サポーター

▲中央公民館「子どもクッキング教室」

▲福島県会津自然の家「里山開放デー」

▲福島県会津自然の家
「あったかふれあいまつり」

▲坂下南幼稚園「運動会」

▲福島県会津自然の家
「夏の川遊びを楽しもう！」

グループB 地域活動サポーター

▲やはたっ子クラブ（八幡地区）

▲文化祭（川西地区）

▲ばんげ夏祭り出店（坂下地区）

▲広瀬みつばちフェスタ（広瀬地区）

▲若宮ガキ大将教室（若宮地区）

▲ちびっこリレーマラソン（金上地区）

グループC まちづくりサポーター

▲福島県知事選挙期日前投票

▲２０歳のつどい（成人式）

▲ばんげ夏祭り「水わっさ」

令和５年度 青少年ボランティア 受入団体募集中！

今年度もコロナ禍の中、多くの団体の皆さまに生徒を受入いただき、大変感謝申し上げます。

来年度は活動開始を早め、より多くの生徒に活躍の場を提供したいと考えています。ボランティア生徒の受入を希望される団体の方は中央公民館までお問い合わせください。

また、下記のとおり受入説明会を開催します。受入希望の団体の方は必ずご参加ください。

記

日時：令和５年１月６日（金）
午後６時３０分　開会
場所：中央公民館　大研修室
問合：教育課生涯学習班（中央公民館内）８３－３０１０

▲赤い羽根共同募金運動

▲中村ザル菊園観覧案内

グループD スポーツ・レクサポーター

▲会津坂下学童野球
スポーツ少年団練習補助

▲バンビィランニングクラブ
練習補助

除雪作業へのご協力をお願いします

町では、冬期間の通勤通学など道路交通の安全確保のため、除雪作業を実施しています。
皆さまの除雪事業へのご理解、ご協力をよろしくお願いします。

※基本ルール…１５cm 以上の積雪があった場合に作業を実施します。

■除雪への問い合わせ・ご意見は区長・自治会長を通してください

・個人の問い合わせは対応できません。
・作業員や委託業者へ直接問い合わせをすると、作業の遅れに繋がりますのでご遠慮ください。

■玄関先などの除雪にご理解とご協力をお願いします

・除雪の際、押された雪が玄関先や車庫前を塞ぐことがあります。片付けのご協力をお願いします。
・高齢者世帯など除雪が困難な方の玄関先は、地域での除雪にご協力をお願いします。

■除雪作業車には近づかないでください

・除雪作業車に近づくと、接触・巻き込まれる恐れがあり、大変危険です。

■車道に雪を出さないでください

・除雪後の道路に私有地などから雪を押し出すと、道路通行の支障となります。

■河川に雪を捨てないでください

・町では記録的な大雪などの非常時以外は雪捨て場を指定していません。許可なく河川などに雪を捨てないでください。

■側溝や水路に大量の雪を捨てないでください

・大量の雪を側溝や水路に捨てると詰まります。
・落下事故防止のため、蓋やグレーチングの閉め忘れにご注意ください。

■路上駐車をしないでください

・１台でも路上駐車があると除雪できません。

【問い合わせ　建設課　都市土木班　☎８４－１５０６】

バンビィ美術展～知々田徳衛メモリアル～開催

会津坂下町民憲章推進協議会長や坂下公民館長などを歴任され、世界児童画展や会津雪国の絵展などの開催に尽力し、令和２年 12 月 14 日にお亡くなりになられた故知々田徳衛先生（享年 95 歳）の功績を称える追悼企画を五浪美術記念館で開催しました。企画にあたっては、世界児童画展で協賛いただいたＦＣＴより展示パネルのご協力をいただきました。またあわせて町内幼稚園・小中学生の作品 88 作品をバンビィ美術展として展示し、多数の町民の方にご来場いただきました。

知々田徳衛　氏　プロフィール

大正 14 年 12 月８日生まれ

≪最終学歴≫

福島師範学校本科卒業

≪主な経歴≫

・坂下公民館長
・五浪美術記念館運営委員会長
・町民憲章推進協議会長

≪主な功績≫

・坂下公民館改築に尽力
・世界児童画展会津坂下展の開催
・会津雪国絵展の開催

左から五十嵐近子、大島静也運営委員　中央　鈴木茂雄教育長
右側２名・木村仁美ご夫妻（知々田徳衛先生親族）

１階：知々田徳衛先生追悼企画展

会津雪国絵展

坂下公民館長

世界児童画展での指導の様子

『町民憲章推進協議会長』

２階：町内幼稚園・小中学校生の作品展示

展示の様子①

展示の様子②

國分信人 様（喜多方市）より
の屏風絵の寄贈（康端猊作・
湯川村出身）があり、展示しました。

■ジェネリック医薬品を希望するときは

病院・薬局の窓口で、ジェネリック医薬品を希望すると伝えください。また国民健康保険の保険証の交付の際などにお渡ししている「ジェネリック医薬品希望シール」を保険証に貼り、病院を受診する際に窓口へ見せていただく事でも希望することが可能です。

■ジェネリック医薬品の注意点

主成分は新薬と同じですが、添加物などが新薬と異なるものもあります。そのため、他の薬との飲み合わせや、食べ合わせなどが異なる場合がありますので、必ず事前に医師に相談をしましょう。

③セルフメディケーションの実践

■受診の前に市販薬で対処

定期的に健診を受け、軽度な不調であれば病院に行く前に市販薬を使って自分で対処するなど、健康の維持・管理に自ら積極的に取り組むことも大切です。市販薬を使うことに不安がある、何を使ったらいいかわからない方は店舗の薬剤師や医薬品登録販売者に相談してください。薬局チェーン店でも薬剤師の配置が増えています。ただし、市販薬を使ってもよくならない場合はかかりつけの病院を受診しましょう。

■セルフメディケーション税制の活用

対象医薬品の購入が年間12,000円を超えた分(上限88,000円)について所得控除を受けられる制度です。医療費控除との併用はできません。活用する場合は、市販薬を購入した際に「セルフメディケーション税控除対象」の記載があるかを確認するとともに、レシートを保存しておきましょう。

④年に一度は健診や人間ドックを受診！

健診や人間ドックを受け、日頃から健康管理に努めましょう。病気のほとんどは生活習慣がかかわっています。食事・運動・睡眠の質を改善し、予防する取り組みも大切です。

■特定健診の受診

４０歳～７４歳のすべての人を対象に毎年実施されています。加入している健康保険ごとに実施案内が届きますので、忘れずに受診しましょう。国民健康保険に加入している対象者にはすでに案内が送付されています。今年度の集団健診は終了しましたが、病院で受けられる施設健診は令和５年３月３１日まで実施しています。対象の病院や申込など詳細は案内同封物をご覧ください。

■日帰り人間ドック

町では、国民健康保険に加入している方を対象（条件有り）に日帰り人間ドック受診の助成を行っています。今年度は終了しましたが毎年３月末発行の広報４月号にて案内しています。令和５年度はぜひ積極的にご活用ください。

国民健康保険税は納期限を守りましょう！

国民健康保険税は毎年1年分を7月から翌年2月までの8回で納めていただきます。納期限を過ぎると延滞金が発生する場合もあるため、納期限を守ることで余計な支払いを増やさずに済みます。払い忘れ防止のために口座振替もおすすめしています。希望する際は町内金融機関で手続きをお願いします。

物価高な今こそ！～医療費の削減で家計も安心～

国民健康保険税は年間に必要とされる医療費をもとに決められます。そのため**医療費が増加すると、医療機関の窓口で支払う金額だけでなく、保険税の増加にもつながってしまいます。**様々なものが値上がりする今こそ、家計のためにも医療費の削減に努めましょう!

一人ひとりが小さな健康づくりの取り組みを積み重ねることが大切です。

医療費削減につながる４つの取り組み

①「医療費通知書」で自分の医療費を確認！

「医療費通知書」は、みなさんが加入している健康保険ごとに、いつ、どこの医療機関で、どのくらいの医療費がかかったかなどの情報をお知らせするものです。国民健康保険に加入している方は､役場より２か月ごとに「医療費のお知らせ」を送付しています。

■重複受診、頻回受診の確認

同じ病気で同時期に複数の病院にかかると、受診するたびに初診料などがかかり医療費が増加します。また、一定回数以上の受診は何度も検査や処置・投薬を行うことになり体に負担もかかります。セカンドオピニオンなどの場合を除き、同じ病気は１か所の病院を受診し、かかりつけ医を持つようにしましょう。薬局も１か所にし、かかりつけ薬剤師を持つこともおすすめします。

■医療費・医療費請求の確認

医療費の増減、医療機関などからの請求に誤りがないかの確認としてもご活用ください。確定申告の医療費控除の参考資料としても活用出来ますので無くさないようにしましょう。

②ジェネリック医薬品を活用！

■そもそもジェネリック医薬品とは

ジェネリック医薬品とは新薬の特許期間が過ぎたあと、新薬と同じ有効成分で製造された薬の事です。また、製品によっては味やにおい、大きさなどが工夫されたものもあります。

■ジェネリック医薬品は安全です！

ジェネリック医薬品は、新薬と同じ有効成分で製造されており、厚生労働省により新薬と同等の効果と安全性をもつと認められたものが販売されています。

また、医薬品副作用被害救済制度（抗がん剤等一部医薬品を除く）も適用されます。

■ジェネリック医薬品は家計にやさしい

ジェネリック医薬品の薬価（国が定める価格）は、新薬の２～７割ほどと定められており、平均して新薬の約半額です。

【　問い合わせ　生活課　保険年金班　☎８４-１５０１】

高齢者介護用品給付事業をご利用ください

在宅で介護を受けている寝たきりの高齢者のみなさんに対して、介護用品を給付します。

▼対象者（下記の条件をすべて満たしている方が対象です）

（１）町内に住所を有し居住するおおむね 65 歳以上の方
（２）介護保険の要介護認定で、要介護４または５と認定された方
（３）常時失禁状態にあり、おむつの使用を必要としている方

▼給付額（給付券を発行します）

（１）非課税世帯の方・・・・・月 3,000 円
（２）課税世帯の方・・・・・・月 1,000 円

▼給付券で利用できる介護用品（町で指定する業者のみ）

平おむつ　・　紙おむつ　・　紙パンツ　・　尿とりパッド

▼手続き方法

①申込み

給付を希望される方は、生活課 保険年金班
（１階⑤番窓口）までお越しください。
【提出するもの】申請書
※印鑑、本人確認書類（免許証など）をご持参ください。

②審査・決定

給付が認められた場合は、決定通知と給付券を交付します。
（給付券は３ヵ月ごとに交付します）

③給付

給付券を受領後、町で指定する業者にて給付券と引き換えに介護用品を受け取ります。

▼留意事項

〇次の場合は給付の該当となりませんのでご注意ください。
(１) 受給者が死亡、または本町の住民でなくなったとき。
(２) 医療機関に入院、または施設などに入所したとき。
〇給付券を他人に譲渡したり、担保に供することはできません。

～町指定取扱店はこちらです～　（令和４年 11 月現在）

ケンコー堂薬局 (☎８３－２３４３)	ウエルシア会津坂下店 (☎８４－１３３０)
ウエルシア会津坂下東店 (☎８３－７８６６)	ツルハドラッグ会津坂下店 (☎８４－２３８８)
ツルハドラッグ会津坂下インター店 (☎８４－１２６８)	ダイユーエイト会津坂下店 (☎８４－１０４３)
ニチイケアセンターばんげ (☎８４－２２０１)	薬王堂メガステージ会津坂下店 (☎２３－８７９０)

※指定業者の申し込みは随時受け付けています。

【問い合わせ　生活課　保険年金班　☎８４－１５１３】